

【NEWS RELEASE】

2019年6月21日

各 位

株式会社三井住友銀行

平準払保険「リンククロス 笑顔をももる認知症保険」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）は、2019年6月24日（月）より、平準払保険「リンククロス 笑顔をももる認知症保険」（引受保険会社：損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社）の取扱を開始します。

超高齢化の進展に伴い、高齢者の約4人に1人が認知症もしくはその予備軍と言われており、今後増加が予想されています。認知症は日本の社会的課題であり、認知症患者が認知症とともに自分らしく生活ができるような環境整備と、認知症にならないための予防が重要とされています。

本商品は、MCI（軽度認知障害）や認知症と診断された場合に、一時金のお受け取りが可能な平準払保険商品です。また、MCIや認知症の早期発見、認知機能低下を予防するための情報提供・サービス等を契約者やそのご家族が利用することができます。これらの情報提供やサービスは、介護状態となった際も受けることができます。

三井住友銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 平準払保険「リンククロス 笑顔をまもる認知症保険」商品概要 >

項目	内容
契約年齢	被保険者：満 20 歳～満 80 歳
保険期間	終身
保険料払込期間	5 年払・10 年払、終身払
最高保険金額	骨折治療（主契約）：10 万円 【限定告知認知症一時金特約】 軽度認知障害一時金の支払額は、基準一時金額の 5%相当額 限定告知認知症一時金特約を通算して下記の金額以下（10 万円単位） 20 ～ 69 歳：500 万円 70 ～ 75 歳：300 万円 76 ～ 80 歳：200 万円 【限定告知介護一時金特約】 20 ～ 69 歳：500 万円 70 ～ 75 歳：300 万円 76 ～ 80 歳：200 万円 【限定告知介護年金特約】 500 万円（1 万円単位）
最低保険金額	骨折治療（主契約）：5 万円 【限定告知認知症一時金特約】 軽度認知障害一時金の支払額は、基準一時金額の 5%相当額 限定告知認知症一時金特約を通算して下記の金額以下（10 万円単位） 10 万円 【限定告知介護一時金特約】 10 万円 【限定告知介護年金特約】 36 万円
最低保険料	1,000 円（月払・半年払・年払共通）
保険料払込方法	月払・半年払・年払
付加できる特約	限定告知介護一時金特約、限定告知介護年金特約、 限定告知医療用特定疾病診断保険料免除特約、指定代理請求特約
解約返戻金	1. 保険料払込期間中 保険料払込期間中の解約返戻金は無。 2. 保険料払込期間満了後 主契約の基準給付金額の 2 倍（すべての保険料の払い込みが必要） 特約には、解約返戻金はありません。

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。